

# 2017年4月以降、さらに社会保険加入指導が強化 2次下請以下でも社会保険未加入業者は 公共工事の現場から排除されます!

※詳細はうら面参照

適用除外承認を受けて  
加入した建設国保は  
「適切な保険」です



現場入場が可能です!

あらためて  
協会けんぽに入る必要はありません



## 「適切な保険」加入について理解しよう!

Q：私が入るべき「適切な保険」って？

A：事業所規模や就労形態（雇用または請負）によって  
入るべき保険（雇用、医療、年金）が異なります。

### 国交省策定・社会保険の加入に関する 下請指導ガイドラインにおける 「適切な保険」一覧表

所属する事業所 事業所の 形態	常用労働 者の数	就労 形態	労働保険	社会保険	
			雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金 保険
法人	1人～	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>協会けんぽ</li><li>健康保険組合</li><li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）<sup>※1</sup></li></ul>	厚生 年金
	－	役員等	－	<ul style="list-style-type: none"><li>協会けんぽ</li><li>健康保険組合</li><li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）<sup>※1</sup></li></ul>	厚生 年金
個人 事業主	5人～	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>協会けんぽ</li><li>健康保険組合</li><li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）<sup>※1</sup></li></ul>	厚生 年金
	1人～ 4人	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>国民健康保険</li><li>国民健康保険組合（建設国保等）</li></ul>	国民 年金
	－	事業主 一人親方	－	<ul style="list-style-type: none"><li>国民健康保険</li><li>国民健康保険組合（建設国保等）</li></ul>	国民 年金

事業主に従業員を加入させる義務があるもの  
個人で加入

「下請けガイドライン」における  
「適切な保険」の範囲

3保険（雇用、医療、厚生年金）

医療保険、厚生年金

3保険（雇用、医療、厚生年金）

雇用保険（医療保険と年金保険は個人で加入）

医療保険と年金保険は個人で加入（一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る）

※1：年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて、国民健康保険（組合）に加入している

※2：週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない

※2016年12月5日付・国交省事務連絡「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」別添資料より引用

※ガイドラインにおける「適切な保険」とは、事業主が従業員を加入させる義務のあるすべての保険を指します。

### ◆建設国保に加入されている方は

▶ 法人事業所および常時5人以上の従業員がいる個人事業所に雇用されている方の場合、健保適用除外承認を受けて建設国保に加入し、雇用保険、厚生年金に加入していれば、従来どおり現場入場可能です。

▶ 個人事業所（常用労働者数5人未満）に雇用されている常用労働者の場合、雇用保険は事業主の義務により加入、建設国保と国民年金は個人での加入となります。

▶ 個人事業所の事業主・一人親方は建設国保と国民年金を個人で加入します。  
※一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る

注意

現場担当者の誤った認識により現場入場を拒否される  
ケースが発生しています。正しい理解をお願いします！





# 2017年4月以降、公共工事における 2次下請以下の社会保険未加入対策が強化されます!

※2017年2月28日国交省通知「公共工事における社会保険等未加入対策について」より

**4月から**

## 2次下請以下でも社会保険未加入業者は排除、加入業者に限定

国交省は2017年2月24日、公共工事における2次下請以下の社会保険未加入業者対策を公表。公共工事において2次下請以下でも未加入業者を排除し、加入業者に限定することとしました。適用は、4月1日以降に入札契約手続きを行うものからとなります。

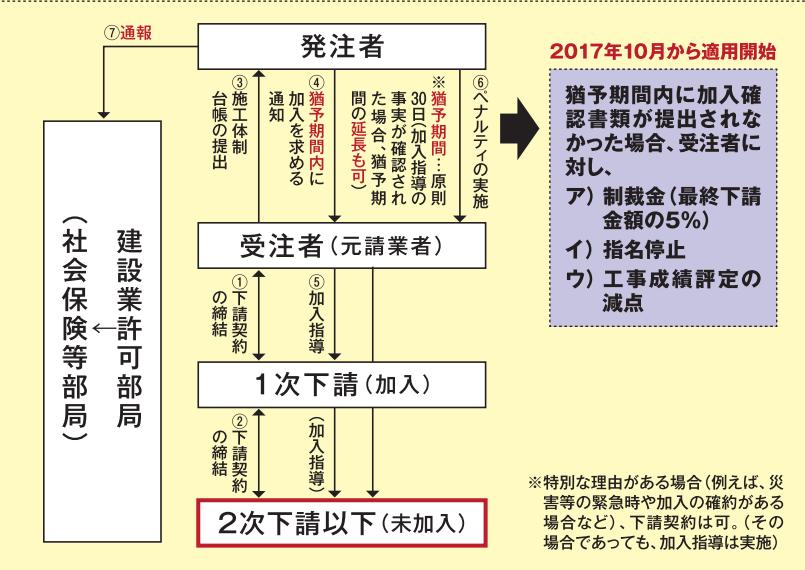
**4月から**

**30日の猶予期間、元請は加入指導を**

**10月から**

**元請へのペナルティ**

### 2次下請が未加入



未加入業者の排除にあたっては、ただちに工事から排除されることのないよう、保険加入までは30日の※猶予期間が設けられ、元請は下請の未加入業者に加入指導を行うこととなります。

元請が加入指導を行っても、下請が社会保険に加入しなかった場合には、元請に対し制裁金(最終下請金額の5%)や指名停止、工事成績評定の減点のペナルティが課せられます。この元請への制裁措置だけは先送りし、10月からの適用となります。



**適用除外承認を受けて加入した建設国保は「適切な保険」です！  
現場入場にあたり、あらためて協会けんぽに入る必要はありません！**



**「適切な保険」加入のための費用は、  
見積り段階から内訳を明らかにして要求しましょう！**

- **社会保険**についてわからないこと、現場担当者の対応に**疑問**がある
- 建設国保加入者で法人成りを検討している、従業員が5人以上に増える等

**ご相談は所属組合へ**

